

# 知って得する! 法律コラム



弁護士 加藤貴紀

## 認知症になったらどうする? 後見制度のあれこれ

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトをご覧いただけます。

よつば総合法律事務所の加藤です。今回は民法上の後見制度についてお話をさせていただこうと思います。

### 1. はじめに

生活をする上で、物を買といった何気ない行為であっても突き詰めれば法律行為となり、民法が適用されます。そして、民法上、法律行為を行うためには、その行為者に意思能力が必要とされます。意思能力とは、有効に意思表示をすることができる能力のこと(すなわち、しっかりとした判断能力を有すること)を指します。認知症や統合失調症などになって判断能力が衰えてしまった場合には、この意思能力が欠如していると判断されて法律行為を行えなくなってしまうことがあります。そのような場合には一体どうすればいいのでしょうか。

### 2. 成年後見人とは

成年後見人とは、本人が認知症や統合失調症などの影響によって判断能力を欠いてしまった場合に、本人の代わりに法律行為を行う人のことを指します。成年後見人は、法定の申立人(本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、任意後見受任者、成年後見監督人等、市区町村長、検察官)が家庭裁判所に選任の申立てを行って裁判所が選任します。なお、申立段階で候補者がいる場合には、その人が成年後見人になることも多いです。

### 3. 成年後見人の具体的な活用方法

#### (1) 遺産分割を行いたい場合

遺産分割も法律行為になるところ、相続人の中に意思能力を欠いている人がいる場合には遺産分割協議を行うことができません。このような場合に、遺産分割協議を行うための選択肢の一つとして成年後見人選任の申立てが考えられます。

#### (2) 生活資力が欠如した場合

例えば、売却すれば生活資金にできそうな不動産があるけれど意思能力を欠いていて売買契約が締結できないということもあります。そのような場合に

は、成年後見人を選任してもらって、成年後見人において不動産の売却を行ったりします。

また、意思能力を失ってしまうと、預金からお金を下ろすこともできなくなる可能性があり、そのような場合には成年後見人が本人の代わりに預金を引き出すこともします。

その他にも、必要に応じて成年後見人で生活保護需給の手続きを行って生活資金の捻出をすることもあります。

### 4. 保佐人・補助人とは?

成年後見人以外にも、保佐人・補助人という制度があります。成年後見人を付ける必要があるほど意思能力が欠如していないけれど、財産管理等を自分で行うことが難しいといった場合に選任されます。

### 5. 任意後見制度とは?

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる人や将来その人に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

本人の判断能力が低下した場合には、本人と任意後見契約を行った任意後見受任者が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立を行い、裁判所が任意後見監督人を選任したら任意後見が開始し、任意後見人はあらかじめ決めていた事務を遂行することとなります。

なお、成年後見人と比較して、任意後見人には広範な権限を与えることができます。例えば、相続税対策を目的とした生前贈与等がこれにあたります。

### 6. まとめ

これまでに述べたとおり、認知症などによって意思能力を欠いてしまうと色々な制限を受けることとなります。一方で、成年後見人の選任等を通して解決できる問題もありますので、お困りの場合には弁護士等の専門家にご相談いただくことをおすすめいたします。